

高取町高齢者の移動支援に係る公用車の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の移動支援に係る町民の公益的な活動を支援するため、町の所有する公用車を貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出車両)

第2条 貸出しすることができる公用車は、トヨタノア（自動車登録番号 飛鳥 500 さ 3152）とする。

(貸出基準)

第3条 公用車は、地域住民で構成された団体又は社会福祉法人等の公益的な活動を行う団体であって、高齢者の買物等の日常生活における移動支援に使用する場合に限り貸出しすることができる。

(貸出日及び貸出時間)

第4条 公用車を貸出しすることができる日及び時間は、高取町の休日を定める条例（平成元年条例第23号）第1条に定める休日以外の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、町が公務等のため当該公用車を使用する予定がある場合は、貸出しを行わない。

(使用区域)

第5条 公用車を使用できる区域は、町内及び本町に隣接する市町村区域内とする。

(費用負担)

第6条 公用車の貸付料は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第14号）第7条の規定に基づき、無償とする。

(使用の申請等)

第7条 公用車を使用しようとする団体等の代表者は、使用する日の5日前までに、公用車使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 運転者名簿（様式第2号）
- (2) 運転者の運転免許証の写し

(使用の許可)

第8条 町長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、公用車使用許可証（様式第3号）を交付するものとする。

2 町長は、公用車の使用について次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動に使用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公用車を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 公用車の使用により町の公務に支障が生じるおそれがあると認めるとき。
- (5) 公用車の管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が使用許可をすることが適当ではないと認めるとき。

3 町長は、公用車の管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付すことができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 町長は、前条の規定により使用許可を受けた団体の代表者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに使用許可を取り消し、当該公用車の返却を使用者に命ずるものとする。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 前条第3項の規定により付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 当該公用車の使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、使用することが適当でないと認める行為をしたとき。

2 町長は、災害その他の理由により使用許可中の公用車を緊急に使用する必要が生じたときは、直ちに当該公用車の一時的な返却を使用者に求めることができる。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外の目的に当該公用車を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(返却)

第11条 使用者は、公用車の使用を終えたときは、点検を行った上で返却するものとする。

(事故等の届出)

第12条 使用者は、交通事故が発生したときは、法令上の適切な処置を取るとともに、速やかに町長に事故の状況等を報告しなければならない。

2 使用者は、公用車を損傷し、又は滅失したときは、速やかに町長に届け出るものとする。

(損害賠償)

第13条 交通事故等により第三者又は町に損害を与えたときの賠償等に要する費用は、原則として町が加入する自動車任意保険で対応するものとし、当該保険で対応できない範囲については、使用者が損害を賠償しなければならない。ただし、町の責に帰すべき事由による場合又は町長が相当な理由があると認めた場合においては、この限りでない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。